

## 第16回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年10月19日（金）午前10時00分から午前11時46分
2. 開催場所 壬生町役場 ひばり館C
3. 出席委員 10人  
会長 10番 梁島 源智  
会長職務代理者 3番 早乙女 誠  
委員 1番 琴寄 成人、2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子  
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 参集推進委員 3人  
石井隆二推進委員、木野内佳代子推進委員、大関孝男推進委員
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会議書記の指名  
第3 会務報告について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について  
議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について  
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について  
報告第1号 非農地証明願いの件について  
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について  
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について  
その他
6. 農業委員会事務局職員  
事務局長 若林俊彦、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
7. 会議の概要  
○議長 ただ今から、平成30年度第16回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
出席委員10名で、定足数に達しており、総会は成立いたします。  
  
○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
  
(異議なしの声)  
  
○議長 それでは、1番 琴寄成人 委員、3番 早乙女誠 委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の堀主幹と岡局長補佐を指名いたします。  
  
○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。  
  
○事務局長 会務報告を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。  
農地パトロールが9月13日（木）南犬飼地区、9月22日（土）壬生地区、10月6日（土）稲葉地区において開催され、それぞれ各地区農業委員及び推進委員が出席いたしました。  
9月28日（金）、県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長が出席いたしました。  
10月12日（金）、県農政対策協議会総会及び平成31年度県農業施策・予算に関する要請会が、宇都宮東武ホテルグランデにおいて開催され、梁島源智会長と事務局から

私が出席いたしました。

10月15日(月)、農地法第5条申請等に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、琴寄成人農業委員、篠原正明農業委員、大橋幸子農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

10月15日(月)、農振除外現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長、大橋好一農業委員、琴寄成人農業委員、刀川正己農業委員、事務局から私と堀主幹、農政課から人見主幹と東川主査が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(質問意見なし)

○議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括議案の説明と朗読をいたさせます。

○事務局(堀主幹兼農地調整係長)

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の件につきましてご説明いたします。

10月5日(金)締切の時点で、農地法第3条の規定による許可申請は3件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏(六美北部)、譲受人 \_\_\_\_\_氏(六美北部)

土地の表示 大字安塚 畑 1筆 田 1筆 合計6,698㎡

贈与による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

第2項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏(中泉2)、譲受人 \_\_\_\_\_氏(中泉2)

土地の表示 大字中泉 畑 4筆 合計1,979㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働4人

第3項：譲渡人 \_\_\_\_\_氏(田向稻荷内)、譲受人 \_\_\_\_\_氏(田向稻荷内)

土地の表示 大字藤井 畑 1筆 2,174㎡

売買による所有権移転、譲受人の稼働力 稼働1人

なお、第1項から第3項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。

以上、説明といたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 大橋好一 委員

○8番 大橋好一 委員

農地法第3条の規定による許可申請の第1項案件についてご報告いたします。

去る10月11日に譲渡人 \_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と戸崎浅一推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員  
農地法第3条の規定による許可申請の第2項案件についてご報告いたします。  
去る10月14日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と臼井正敏推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。が、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

○3番 早乙女誠 委員  
農地法第3条の規定による許可申請の第3項案件についてご報告いたします。  
去る10月11日に譲受人\_\_\_\_\_氏立ち会いのもと、私と鈴木進吉推進委員で現地確認を行いました。チェックシートに従い周辺農地への影響などを確認いたしました。が、いずれも問題を生じるおそれがないことを確認いたしましたのでご報告いたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

- 事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件につきまして、ご説明いたします。

10月5日(金)締切の時点で、農地法第5条の規定による許可申請は3件の申請がありました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1項：貸貸人 \_\_\_\_\_氏(北原)

賃借人 有限会社\_\_\_\_\_ 取締役 \_\_\_\_\_氏(栃木市)

土地の表示 大字羽生田 畑 2筆 合計1,765.34㎡

園芸用土採取及び搬出入路のための賃借権設定1年

第2項：貸貸人 \_\_\_\_\_氏(国谷3)

賃借人 株式会社\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_氏(宇都宮市)

土地の表示 大字国谷 畑 2筆 合計1,534㎡

園芸用土採取のための賃借権設定1年

第3項：賃人 \_\_\_\_\_氏(壬生下馬木)

賃人 (有)\_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_氏(宇都宮市)

土地の表示 大字壬生乙 田 1筆 483㎡

分家住宅敷地のための使用貸借権設定20年

詳細は議案書のとおりです。以上

- 議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長1番 琴寄成人 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 1番 琴寄成人 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月15日(月)に私と篠原正明委員、大橋幸子委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹の5名で調査いたしました。

最初に農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、現地は第1種農地ですが、園芸用土の採取及び搬出入路のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われまます。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・

掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 7番 大久保幸雄 委員

○7番 大久保幸雄 委員  
図面にあります小さい申請地はどのように使われるのですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）  
搬出入路として使われます。

○議長 2番 刀川正己 委員

○2番 刀川正己 委員  
町有地は無償で貸すのですか。

○事務局（堀主幹兼農地調整係長）  
無償で貸します。

○議長 他に発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員  
次に第2項案件についてご報告します。  
詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、農振農用地であります。園芸用土の採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題がないと思われま。また、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、議案第2号第3項案件について、調査委員長から、現地調査の報告をお願いいたします。

○1番 琴寄成人 委員

次に第3項案件についてご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、第一種農地での転用は原則不許可ですが、今回の住宅は集落に接続して設置されるものであり、農地法施行令第18条第1項第2号の例外規定に該当しますので、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としては許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「壬生町農業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

○事務局 (堀主幹兼農地調整係長)

議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、ご説明いたします。

9月28日(金)締切の時点で、除外の申請が2件ございました。議案書の記載に従いましてご説明申し上げます。

第1番 土地の表示 大字福和田 畑 1筆 面積1,653㎡

利用目的 太陽光発電施設 利用予定者 株\_\_\_\_\_

第2番 土地の表示 大字安塚 畑 2筆 面積428㎡

利用目的 保育園敷地 利用予定者 社会福祉法人\_\_\_\_\_

詳細は議案書のとおりです。

以上、変更してよろしいかご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る10月15日の調査委員会において調査済ですので、農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番について、2番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

議案第3号 壬生町農業振興地域整備計画変更の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、10月15日(月)私と梁島源智会長、琴寄成人委員、大橋好一委員、若林俊彦事務局長、堀靖久主幹、農政課 人見恭司主幹、東川仁美主査の8名

で調査いたしました。

農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番について、ご報告します。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、太陽光発電施設を目的とした除外の申し出であり、申請地が農地の周辺部にあり、農地の集約的まとまりを阻害する状況にないこと、また農地として20年以上利用していないため、農地の復元が極めて困難であり、非農地証明の交付対象見込でもあることから、農振法第13条第2項の規定にある農振除外要件を満たしているものと思われまますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号の農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号の農用地区域の変更明細、他の土地利用目的をもつての除外第1番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、第2番について、調査委員長から現地調査の結果報告をお願いいたします。

○2番 刀川正己 委員

続きまして、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第2番について、ご報告いたします。

詳細は別紙現地調査委員会報告書のとおり、土地の利用者である\_\_\_\_\_の敷地拡張を目的とした除外の申し出であり、農振法第13条第2項の規定にある農振除外要件を満たしているものと思われまますので、調査委員会としては、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号の農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号の農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）第2番については、原案のとおり除外「適」回答として、町に意見を送付します。

- 議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。  
それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。
- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）  
議案第7号 壬生町農用地利用集積計画の件につきまして、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。  
新規の賃借権分については、3件、7筆、面積合計8,083.00㎡  
再設定の使用貸借権分については、1件、2筆、面積合計6,010.00㎡  
所有権の移転分については、1件、3筆、面積合計3,905.00㎡  
以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。  
  
（質問意見なし）
- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第7号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。  
  
（全員挙手）
- 議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。
- 議長 次に、日程第6の議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」を議題といたします。  
それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、事務局より説明をいたさせます。
- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、議案書の利用権設定各筆明細に従いましてご説明いたします。  
新規の賃借権分については、1件、2筆、面積合計1,903.00㎡  
以上今案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定を満たしていると考えます。  
以上です。
- 議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。
- 議長 8番 大橋好一 委員  
支払方法が物納とあるのですが、\_\_\_\_\_が受けるのですか。
- 事務局（堀主幹兼農地調整係長）

所有者との相対でのやり取りになります。

- 議長 他に発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の案に対する意見決定について」の件は、原案のとおり決定した旨、町に回答いたします。

- 議長 次に、報告事項に入ります。  
日程第7の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

- 事務局長  
報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の12ページの2件がございました。内容については、記載のとおりでございます。  
添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により証明をいたしました。

- 議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、まず、第1項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 議長 3番 早乙女誠 委員  
第1項案件について、去る9月12日に、私と鈴木進吉推進委員で現地調査をしてまいりました。  
願い出のとおり、平成7年頃から山林となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

- 議長 続いて、第2項の件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

- 議長 4番 篠原正明 委員  
第2項案件について、去る9月17日に、私と木野内佳代子推進委員で現地調査をしてまいりました。  
願い出のとおり、昭和44年頃から宅地となっていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

- 議長 ありがとうございます。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいただきます。

○事務局長

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の13～14ページの4件がございました。内容については、記載のとおりいずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第9の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいただきます。

○事務局長

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の15ページの3件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。事務局より「その他」について説明をお願いいたします。

○事務局 (岡局長補佐兼庶務係長)

1 農地利用の最適化推進に関する意見及び平成31年度農業施策並びに予算に関する要望書の提出について

○議長 別紙要望書の内容でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○議長 別紙の要望書で提出します。

○事務局 (岡局長補佐兼庶務係長)

2 平成30年度栃木県農業担い手躍進大会について

刀川正己委員と事務局が出席

3 農業者年金加入推進について  
篠原正明委員と事務局で今後検討

○議長 ただ今説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡願います。

○議長 次に、その他の事務連絡について、事務局より説明願います。

【事務局・・・事務連絡】

- 1 先進地視察研修について
- 2 ゆうがおマラソン大会での壬生菜配布について
- 3 全国農業新聞について
- 4 参考図書について
- 5 その他

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成30年度第16回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時46分閉会】

議事録署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_

3 番 \_\_\_\_\_